

経済・金融情勢の回顧

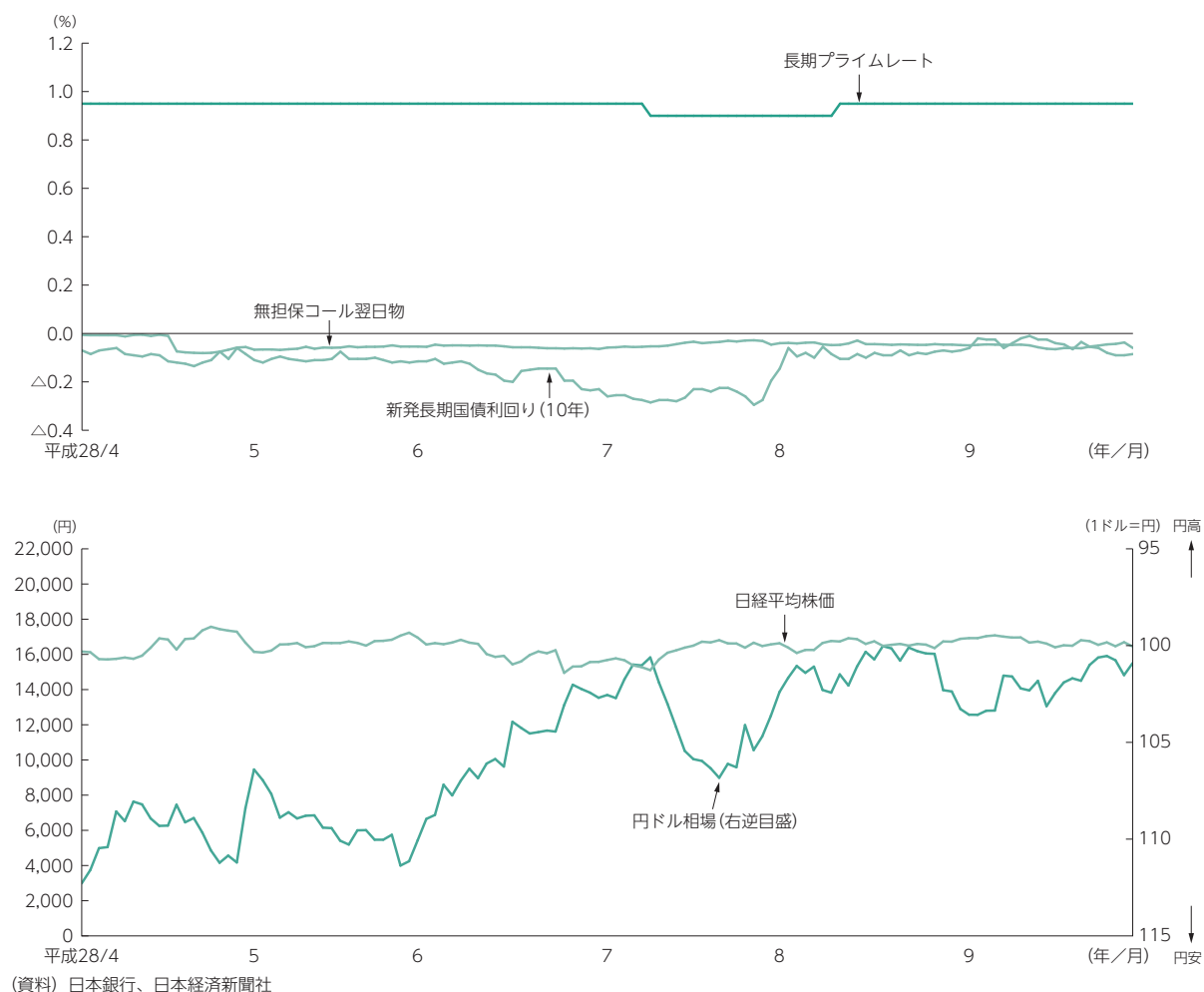
平成28年度上期のわが国経済は、雇用環境や企業収益の改善による内需中心の回復が期待されていましたが、世界経済の減速懸念や金融市場の動揺を受け、回復には停滞感がみられました。

海外経済をみますと、英国では国民投票においてEUからの離脱派が過半数を獲得し、欧州をはじめ世界経済への影響が懸念されました。米国では景気は概ね堅調に推移しましたが、政策金利の引き上げ時期や大統領選挙の行方等、先行きの不透明感が漂いました。こうした海外経済の動向の下、為替市場を中心に金融市場は大きく変動しました。

国内経済をみますと、雇用環境は良好な状態が続いたものの、消費者マインドの悪化から個人消費には弱さがみられました。海外経済の減速懸念から輸出は低迷し、設備投資も弱い動きとなりました。また、4月に発生した熊本地震は生産活動や観光産業に影響を及ぼしました。政府はこうしたリスクへ対応するため、平成29年4月に予定されていた消費税率引き上げの平成31年10月への延期と、事業規模約28兆円の大型経済対策を閣議決定しました。

中小企業についてみますと、景況感は概ね横ばいで推移しました。商工中金の「中小企業月次景況観測」によると、景況判断指数は「好転」「悪化」の境目である50をやや下回る水準で一進一退の動きとなりました。人手不足を感じる中小企業は多く、今後も労働需給の逼迫による人件費負担の増加等が懸念されております。

金融面につきましては、日本銀行の「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」導入以降、代表的な指標である10年国債利回りはマイナス水準が定着しました。さらに、日本銀行は9月に『量的・質的金融緩和』導入以降の経済・物価動向と政策効果についての総括的な検証を行い、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入しました。今後は、その影響が注目されます。円の対ドル相場は、世界的なリスクオフの動きの高まりから、円高傾向で推移しました。日経平均株価は、英国の国民投票前後に大きく下落したものの、その後持ち直し、以降は概ね横ばいで推移しました。



》》 平成28年度中間期の連結業績の概況

■ 主要な経営指標の推移（連結）

(単位：億円、%)

	平成26年度中間期	平成27年度中間期	平成28年度中間期	平成26年度	平成27年度
連結経常収益	1,070	1,031	990	2,129	2,044
連結経常利益	152	191	169	381	349
親会社株主に帰属する中間純利益	65	118	101	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	168	124
連結中間包括利益	92	121	109	—	—
連結包括利益	—	—	—	236	61
連結純資産額	8,878	9,099	9,103	9,022	9,038
連結総資産額	125,543	125,578	129,410	126,338	125,704
1株当たり純資産額	153.11円	163.24円	163.43円	159.73円	160.48円
1株当たり中間純利益金額	2.99円	5.42円	4.68円	—円	—円
1株当たり当期純利益金額	—円	—円	—円	7.75円	5.72円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	—円	—円	—円	—円	—円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—円	—円	—円	—円	—円
自己資本比率(%)	7.04	7.21	7.00	7.11	7.16
連結普通株式等Tier1比率(パーゼⅢ)(%)	12.14	12.13	11.89	12.18	12.00
連結Tier1比率(パーゼⅢ)(%)	12.14	12.13	11.89	12.18	12.00
連結総自己資本比率(パーゼⅢ)(%)	13.58	13.60	13.20	13.56	13.37
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,355	△1,401	5,030	2,229	△1,213
投資活動によるキャッシュ・フロー	△799	2,773	1,012	310	2,186
財務活動によるキャッシュ・フロー	△45	△45	△45	△45	△45
現金及び現金同等物の中間期末残高	7,165	10,475	16,074	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	—	—	—	9,148	10,076
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	4,267 [977]人	4,243 [1,015]人	4,254 [1,044]人	4,140 [977]人	4,102 [1,018]人

- (注) 1. 商工中金および国内連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
 2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しています。
 3. 潜在株式調整後1株当たり(中間)当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
 4. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権 - (中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しています。
 5. 連結自己資本比率は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づく平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に定められた算式に基づき算出しています。商工中金は、国際統一基準を採用しています。
 6. 従業員数は、就業人員数(出向者を除く)を記載しています。

■ 対処すべき課題

当中間連結会計期間は、平成28年熊本地震により被害を受けた中小企業の皆さまをはじめ、様々な要因で業績や資金繰りに不安を抱える中小企業の皆さまに対し、組織をあげて危機対応業務を中心にセーフティネット機能の発揮に最大限の対応を図り、中小企業の皆さまの資金繰りや経営の安定化へのサポートを通じて、地域の雇用維持、経済の安定に貢献できるよう、取り組んでまいりました。

景気は緩やかな回復を続けているものの、中小企業の景況感、為替相場をはじめとした金融市場の変動や人手不足等もあり、先行きに対して慎重な見方が続いています。

また、将来的には人口減少時代の本格到来やグローバル化の一層の進展が見込まれ、中小企業の経営ニーズは、一層高度化・多様化することが考えられます。そうした経営ニーズに対し、セーフティネット機能はもとより、ネットワーク機能やソリューション機能を最大限活かし、中小企業や地域経済を支えていくことは商工中金の使命そのものであります。

日本銀行による金融緩和政策により、金融機関を取り巻く環境が大きく変化中、この変化に的確に対応しつつ、引き続き中小企業や地域の皆さまから信頼され選ばれる金融機関として、中小企業と中小企業組合の企業価値向上に向けた取組みを強化するとともに、その取組みを通じて地域活性化への貢献に取り組んでまいります。

具体的には、自然災害や経済環境の変化等により、業績や資金繰りに影響が生じている中小企業に対しては、危機対応業務の迅速かつ円滑な実施を図り、セーフティネット機能の発揮に組織をあげて最大限の対応を図ってまいります。

また、成長支援については、戦略的な海外展開を行う中小企業や地域経済への波及力の高い地域中核企業、地域資源の活用に他の事業者と連携して取り組む中小企業や中小企業組合に対し、地域金融機関等と協調しながら、リスクマネーを供給してまいります。地方公共団体や地域金融機関等、各機関との連携を一層強化し、地域活性化に取り組んでまいります。幅広い業種・業態において事業再編や構造改革の動きが加速することが見込まれる中、「海外展開支援」、「M&Aや事業承継支援」、「ビジネスマッチング」等への取組みを強化してまいります。

さらに再生支援については、各支援機関との連携を一層強化し、経営改善計画策定支援やそのフォロー等のコンサルティング機能の発揮、抜本的な再生支援、金融取引の正常化支援等に取り組んでまいります。

これら諸課題への取組みの強化に加え、安定的な調達基盤の拡充や一層の経営合理化に取り組むことで健全な経営基盤を構築し、商工中金の使命である中小企業と中小企業組合の持続的成長に貢献してまいります。

》》 中間連結財務諸表

商工中金の中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査証明を受けています。

■ 中間連結貸借対照表

科目	平成27年度中間期 (平成27年9月30日現在)		平成28年度中間期 (平成28年9月30日現在)	
	平成27年度中間期 (平成27年9月30日現在)	平成28年度中間期 (平成28年9月30日現在)	平成27年度中間期 (平成27年9月30日現在)	平成28年度中間期 (平成28年9月30日現在)
(資産の部)				
現金預け金	1,228,038	1,671,131		
コールローン及び買入手形	14,193	40,235		
買入金銭債権	25,275	23,312		
特定取引資産	21,994	38,522		
有価証券	1,644,301	1,589,484		
貸出金	9,512,958	9,479,675		
外国為替	17,731	17,043		
その他資産	114,036	131,540		
有形固定資産	43,348	43,624		
無形固定資産	13,515	11,615		
退職給付に係る資産	16,640	4,566		
繰延税金資産	57,936	53,449		
支払承諾見返	102,542	99,229		
貸倒引当金	△254,638	△262,365		
資産の部合計	12,557,873	12,941,067		
(負債の部)				
預金	5,137,958	5,084,689		
譲渡性預金	123,845	313,107		
債券	4,799,278	4,779,813		
コールマネー及び売渡手形	1,799	—		
売現先勘定	16,807	9,123		
債券貸借取引受入担保金	—	458,355		
特定取引負債	13,204	29,758		
借入金	1,246,974	1,055,415		
外国為替	66	8		
その他負債	170,141	164,450		
賞与引当金	4,656	4,717		
退職給付に係る負債	25,189	26,128		
役員退職慰労引当金	118	72		
睡眠債券払戻損失引当金	5,079	5,580		
環境対策引当金	163	157		
その他の引当金	79	81		
繰延税金負債	52	51		
支払承諾	102,542	99,229		
負債の部合計	11,647,958	12,030,740		
(純資産の部)				
資本金	218,653	218,653		
危機対応準備金	150,000	150,000		
特別準備金	400,811	400,811		
資本剰余金	0	0		
利益剰余金	125,542	131,875		
自己株式	△1,022	△1,033		
株主資本合計	893,984	900,306		
その他有価証券評価差額金	17,431	21,253		
繰延ヘッジ損益	—	21		
退職給付に係る調整累計額	△5,293	△15,048		
その他の包括利益累計額合計	12,137	6,226		
非支配株主持分	3,793	3,793		
純資産の部合計	909,915	910,326		
負債及び純資産の部合計	12,557,873	12,941,067		

■ 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成27年度中間期	平成28年度中間期
	(平成27年 4月 1日から 平成27年 9月30日まで)	(平成28年 4月 1日から 平成28年 9月30日まで)
経 常 収 益	103,174	99,027
資金運用収益	72,896	67,027
(うち貸出金利息)	66,843	61,476
(うち有価証券利息配当金)	4,251	3,698
役務取引等収益	5,594	6,130
特定取引収益	2,517	2,533
その他業務収益	19,007	18,690
その他経常収益	3,159	4,646
経 常 費 用	84,057	82,042
資金調達費用	9,210	6,282
(うち預金利息)	2,164	1,957
(うち債券利息)	4,364	2,710
役務取引等費用	1,888	1,772
特定取引費用	32	—
その他業務費用	15,641	16,565
営業経費	40,299	41,596
その他経常費用	16,985	15,825
経 常 利 益	19,117	16,984
特 別 利 益	3	2
固定資産処分益	3	2
特 別 損 失	92	65
固定資産処分損	92	35
減損損失	—	30
税金等調整前中間純利益	19,028	16,921
法人税、住民税及び事業税	8,359	8,014
法人税等調整額	△1,147	△1,279
法人税等合計	7,211	6,734
中 間 純 利 益	11,816	10,186
非支配株主に帰属する中間純利益	—	—
親会社株主に帰属する中間純利益	11,816	10,186

■ 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成27年度中間期	平成28年度中間期
	(平成27年 4月 1日から 平成27年 9月30日まで)	(平成28年 4月 1日から 平成28年 9月30日まで)
中 間 純 利 益	11,816	10,186
その他の包括利益	326	749
その他有価証券評価差額金	△518	△468
繰延ヘッジ損益	—	21
退職給付に係る調整額	845	1,196
中 間 包 括 利 益	12,143	10,935
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	12,143	10,935
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

■ 中間連結株主資本等変動計算書

平成27年度中間期（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	118,223	△1,015	886,672
当中間期変動額							
剰余金の配当					△4,497		△4,497
親会社株主に帰属する中間純利益					11,816		11,816
自己株式の取得						△6	△6
自己株式の処分				0		0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	—	—	—	0	7,318	△6	7,312
当中間期末残高	218,653	150,000	400,811	0	125,542	△1,022	893,984

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	17,950	—	△6,139	11,810	3,796	902,280
当中間期変動額						
剰余金の配当						△4,497
親会社株主に帰属する中間純利益						11,816
自己株式の取得						△6
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△518	—	845	326	△3	323
当中間期変動額合計	△518	—	845	326	△3	7,635
当中間期末残高	17,431	—	△5,293	12,137	3,793	909,915

平成28年度中間期（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	126,186	△1,026	894,624
当中間期変動額							
剰余金の配当					△4,497		△4,497
親会社株主に帰属する中間純利益					10,186		10,186
自己株式の取得						△7	△7
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	—	—	—	—	5,689	△7	5,681
当中間期末残高	218,653	150,000	400,811	0	131,875	△1,033	900,306

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	21,722	—	△16,245	5,477	3,796	903,898
当中間期変動額						
剰余金の配当						△4,497
親会社株主に帰属する中間純利益						10,186
自己株式の取得						△7
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△468	21	1,196	749	△3	745
当中間期変動額合計	△468	21	1,196	749	△3	6,427
当中間期末残高	21,253	21	△15,048	6,226	3,793	910,326

■ 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	平成27年度中間期 (平成27年 4月 1日から 平成27年 9月30日まで)	平成28年度中間期 (平成28年 4月 1日から 平成28年 9月30日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	19,028	16,921
減価償却費	3,345	3,351
減損損失	—	30
貸倒引当金の増減(△)	8,567	1,032
賞与引当金の増減額(△は減少)	131	88
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△2,051	△1,126
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△310	△257
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△3	△63
睡眠債券払戻損失引当金の増減(△)	69	323
環境対策引当金の増減額(△は減少)	△21	△1
その他の引当金の増減額(△は減少)	5	7
資金運用収益	△72,896	△67,027
資金調達費用	9,210	6,282
有価証券関係損益(△)	△1,895	△1,308
固定資産処分損益(△は益)	88	33
特定取引資産の純増(△)減	1,412	△11,946
特定取引負債の純増減(△)	△1,030	11,924
貸出金の純増(△)減	△23,407	45,479
預金の純増減(△)	125,142	△74,292
譲渡性預金の純増減(△)	12,156	186,183
債券の純増減(△)	△33,902	△36,655
借入金(劣後特約借入金を除く)の純増減(△)	△186,666	△64,773
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△50,069	107,230
コールローン等の純増(△)減	△4,781	△15,986
コールマネー等の純増減(△)	5,396	△4,785
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	—	352,808
外国為替(資産)の純増(△)減	39	△165
外国為替(負債)の純増減(△)	△99	△76
資金運用による収入	78,328	71,256
資金調達による支出	△9,908	△6,786
その他	△6,574	△8,485
小計	△130,697	509,212
法人税等の支払額	△9,491	△6,132
営業活動によるキャッシュ・フロー	△140,188	503,079
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△306,101	△200,028
有価証券の売却による収入	546,967	225,582
有価証券の償還による収入	39,071	78,719
有形固定資産の取得による支出	△1,144	△1,859
無形固定資産の取得による支出	△1,450	△1,156
有形固定資産の売却による収入	24	15
その他	△1	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	277,364	101,272
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△4,497	△4,497
非支配株主への配当金の支払額	△3	△3
自己株式の取得による支出	△6	△7
自己株式の売却による収入	0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,507	△4,508
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	132,668	599,843
現金及び現金同等物の期首残高	914,855	1,007,634
現金及び現金同等物の中間期末残高	1,047,523	1,607,478

□ 注記事項 (平成28年度中間期)

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 7社
会社名

八重洲商工株式会社
株式会社商工中金情報システム
商工サービス株式会社
八重洲興産株式会社
株式会社商工中金経済研究所
商工中金リース株式会社
商工中金カード株式会社

(2) 非連結子会社 1社
会社名

八重洲緑関連事業協同組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 7社

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

該当ありません。

(2) 開示対象特別目的会社との取引金額等

該当ありません。

5. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準
金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として、時価のある株式については中間連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

- (4) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当金庫の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：2年～60年
その他：2年～20年
連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案し、必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
- (6) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- (7) 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (8) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準
睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- (9) 環境対策引当金の計上基準
環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。
- (10) その他の引当金の計上基準
その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金及び将来のキャッシング利息返還損失見込額を一括計上した利息返還損失引当金であります。
- (11) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理
なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- (12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの間決算日等の為替相場により換算しております。
- (13) 重要なヘッジ会計の方法
(イ) 金利リスク・ヘッジ
当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
(ハ) 連結会社間取引等
デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。
なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。
連結子会社の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
- (14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
- (15) 消費税等の会計処理
当金庫及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（追加情報）

- (特別準備金)
平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。
なお、特別準備金は次の性格を有しております。
- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

（危機対応準備金）

- 株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。
なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。
- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用)
 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当中間連結会計期間から適用しております。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
- | | |
|--------|------------|
| 破綻先債権額 | 61,496百万円 |
| 延滞債権額 | 378,205百万円 |
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち3ヶ月以上延滞債権額は次のとおりであります。
- | | |
|------------|--------|
| 3ヶ月以上延滞債権額 | 377百万円 |
|------------|--------|
- なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|-----------|
| 貸出条件緩和債権額 | 14,323百万円 |
|-----------|-----------|
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。
- | | |
|-----|------------|
| 合計額 | 454,402百万円 |
|-----|------------|
- なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
合計	2,186,531	—	—	2,186,531	
自己株式					
普通株式	10,005	44	—	10,049	(注)
合計	10,005	44	—	10,049	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

担保に供している資産	190,358百万円
担保に供している資産	
有価証券	1,210,450百万円
計	1,210,450百万円
担保資産に対応する債務	
預金	6,232百万円
売現先勘定	9,123百万円
債券貸借取引受入担保金	458,355百万円
借入金	586,516百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。	
有価証券	67,414百万円
また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び保証金・敷金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。	
金融商品等差入担保金	19,280百万円
保証金・敷金等	2,228百万円

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	1,004,564百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	963,688百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結子会社の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額
- | | |
|---------|-----------|
| 減価償却累計額 | 71,243百万円 |
|---------|-----------|
9. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。
- | | |
|----------|-----------|
| 劣後特約付借入金 | 46,000百万円 |
|----------|-----------|
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額
- | | |
|--|------------|
| | 181,079百万円 |
|--|------------|

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。
- | | |
|---------|-------|
| 償却債権取立益 | 38百万円 |
|---------|-------|
2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。
- | | |
|----------|-----------|
| 貸出金償却 | 0百万円 |
| 貸倒引当金繰入額 | 14,910百万円 |
| 株式等償却 | 141百万円 |

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016	1.0 (注)	平成28年3月31日	平成28年6月27日
	普通株式 (政府以外分)	3,481	3.0		

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	1,671,131百万円
日本銀行預け金を除く預け金	△63,652百万円
現金及び現金同等物	1,607,478百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、電子計算機であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る

未経過リース料	
1年内	380百万円
1年超	502百万円
合計	882百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2) 参照）。また、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

	中間連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,671,131	1,671,131	—
(2) 特定取引資産 売買目的有価証券	3,365	3,365	—
(3) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	545,309 1,035,280	550,827 1,035,280	5,518 —
(4) 貸出金 貸倒引当金 (*1)	9,479,675 △259,351		
資産計	9,220,324	9,330,741	110,416
	12,475,411	12,591,346	115,934
(1) 預金	5,084,689	5,087,124	2,435
(2) 譲渡性預金	313,107	313,107	△0
(3) 債券	4,779,813	4,777,893	△1,919
(4) 債券貸借取引受入担保金	458,355	458,355	—
(5) 借入金	1,055,415	1,058,801	3,385
負債計	11,691,381	11,695,282	3,901
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	7,788	7,788	—
ヘッジ会計が適用されているもの	30	30	—
デリバティブ取引計	7,819	7,819	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他有価証券・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、又は約定期間が短期間の預け金は、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。当金庫保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。一部の有価証券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は有価証券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似して

いることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見込高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 債券

当金庫の発行する債券の時価は、市場価格のあるものは市場価格によっております。市場価格のないものは、債券の回数ごとに区分した当該債券の元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割引いて現在価値を算定しております。一部の債券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は債券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

(4) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。一部の借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は借入金の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	平成28年9月30日
①非上場株式(*1)(*2)	8,894
②その他	0
合計	8,894

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について82百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券（平成28年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	474,792	488,881	14,088
	地方債	43,582	43,638	56
	社債	20,577	20,907	329
	小計	538,952	553,427	14,474
時価が中間連結 貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	6,356	6,352	△4
	社債	—	—	—
	小計	6,356	6,352	△4
合計	545,309	559,779	14,470	

2. その他有価証券（平成28年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	20,096	7,645	12,451
	債券	916,092	902,588	13,503
	国債	554,785	544,869	9,915
	地方債	62,135	61,443	692
	社債	299,171	296,274	2,896
	その他	52,249	47,078	5,170
	小計	988,437	957,312	31,125
中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	1,491	1,874	△382
	債券	45,350	45,516	△165
	国債	—	—	—
	地方債	8,630	8,642	△11
	社債	36,720	36,874	△153
	その他	7,452	7,452	—
小計	54,295	54,844	△548	
合計	1,042,733	1,012,156	30,576	

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、348百万円（うち、株式59百万円、社債288百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成28年9月30日現在）
該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成28年9月30日現在）
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	30,576
その他有価証券	30,576
(△) 繰延税金負債	△9,322
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	21,253
(△) 非支配株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	21,253

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引（平成28年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
店頭	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	—	—	—	—
	受取固定・支払変動	2,777,258	2,248,130	59,200	59,200
	受取変動・支払固定	2,749,365	2,147,158	△54,174	△54,174
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	5,025	5,025

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2.時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

- (2) 通貨関連取引（平成28年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
店頭	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	1,509,870	1,398,824	1,554	1,554
	為替予約	—	—	—	—
	売建	53,479	4,712	2,781	2,781
	買建	44,219	4,281	△1,573	△1,573
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	2,763	2,763

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2.時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

- (3) 株式関連取引（平成28年9月30日現在）

該当事項はありません。

- (4) 債券関連取引（平成28年9月30日現在）

該当事項はありません。

- (5)商品関連取引（平成28年9月30日現在）
該当事項はありません。
- (6)クレジット・デリバティブ取引（平成28年9月30日現在）
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1)金利関連取引（平成28年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	貸出金	— 27,500	— 27,500	— 30
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	有価証券、債券、 借入金等の有利息 の金融資産・負債	2,069,200 197,888	1,772,200 196,659	(注3) (注3)
	合計	—	—	—	30

(注) 1.主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2.時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3.金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券、債券、借入金等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該有価証券、債券、借入金等の時価に含めて記載しております。

- (2)通貨関連取引（平成28年9月30日現在）
該当事項はありません。
- (3)株式関連取引（平成28年9月30日現在）
該当事項はありません。
- (4)債券関連取引（平成28年9月30日現在）
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,671百万円
貸借契約締結に伴う増加額	4百万円
時の経過による調整額	0百万円
有形固定資産の売却による減少額	△11百万円
当中間連結会計期間末残高	1,663百万円

(注) 貸借契約に関連して敷金が資産計上されている場合の資産除去債務については、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間連結会計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
1株当たり純資産額 (算定上の基礎)	163円43銭
純資産の部の合計額	百万円 910,326
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円 554,604
（うち危機対応準備金）	百万円 150,000
（うち特別準備金）	百万円 400,811
（うち非支配株主持分）	百万円 3,793
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円 355,722
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	千株 2,176,481

(注) 純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

	当中間連結会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	4円68銭
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円 10,186
普通株主に帰属しない金額	百万円 —
普通株式に係る親会社株主に 帰属する中間純利益	百万円 10,186
普通株式の期中平均株式数	千株 2,176,503

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当中間連結決算日後、危機対応業務における不適切な手続きによる貸付が判明致しました。本件に係る中間連結財務諸表等への影響については、現在調査中であります。

セグメント情報

(事業の種類別セグメント情報)

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	86,186	16,032	956	103,174	—	103,174
セグメント間の内部経常収益	82	9	2,836	2,927	(2,927)	—
計	86,268	16,041	3,792	106,102	(2,927)	103,174
経常費用	67,831	15,629	3,531	86,993	(2,935)	84,057
経常利益	18,437	411	260	19,109	7	19,117
資産	12,486,884	88,299	8,683	12,583,867	(25,993)	12,557,873

- (注) 1.一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2.各事業の主な内容は次のとおりであります。
(1) 銀行業務……………銀行業
(2) リース業務……………リース業
(3) その他業務……………事務代行、ソフトウェアの開発、情報サービス、クレジットカード業等

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	81,291	16,790	944	99,027	—	99,027
セグメント間の内部経常収益	71	6	2,939	3,016	(3,016)	—
計	81,363	16,796	3,883	102,043	(3,016)	99,027
経常費用	65,309	16,107	3,636	85,054	(3,011)	82,042
経常利益	16,053	689	247	16,989	(5)	16,984
資産	12,865,188	89,204	8,628	12,963,021	(21,954)	12,941,067

- (注) 1.一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2.各事業の主な内容は次のとおりであります。
(1) 銀行業務……………銀行業
(2) リース業務……………リース業
(3) その他業務……………事務代行、ソフトウェアの開発、情報サービス、クレジットカード業等

(所在地別セグメント情報)

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)及び当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

(海外経常収益)

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)及び当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

》》 営業の状況（連結）

■ リスク管理債権の状況（連結）

(単位：億円、%)

		平成27年度中間期	平成28年度中間期
破綻先債権	(A)	644	614
(Ⅳ分類額控除後破綻先債権)	(B)	(283)	(266)
延滞債権	(C)	3,849	3,782
(Ⅳ分類額控除後延滞債権)	(D)	(3,244)	(3,074)
3ヵ月以上延滞債権	(E)	4	3
貸出条件緩和債権	(F)	125	143
リスク管理債権合計	(G) = (A) + (C) + (E) + (F)	4,623	4,544
破綻先債権のうちⅣ分類額	(H)	361	348
延滞債権のうちⅣ分類額	(I)	604	707
Ⅳ分類額控除後リスク管理債権	(J) = (B) + (D) + (E) + (F)	3,657	3,488
Ⅳ分類額控除後貸出金残高	(K)	94,181	93,752
貸出金に占める割合 (%)	(J) / (K)	3.9	3.7

- (注) 1. 破綻先債権とは、「未収利息不計上貸出金」*のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. Ⅳ分類額とは、自己査定により回収不能と区分された債権額であり、全額貸倒引当金を計上しています。
6. Ⅳ分類額控除後リスク管理債権とは、リスク管理債権から、注5の金額を控除した金額です（控除した金額は平成27年度中間期個別貸倒引当金1,882億円のうち966億円、平成28年度中間期個別貸倒引当金1,988億円のうち1,055億円です）。
- * 未収利息不計上貸出金：元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く）